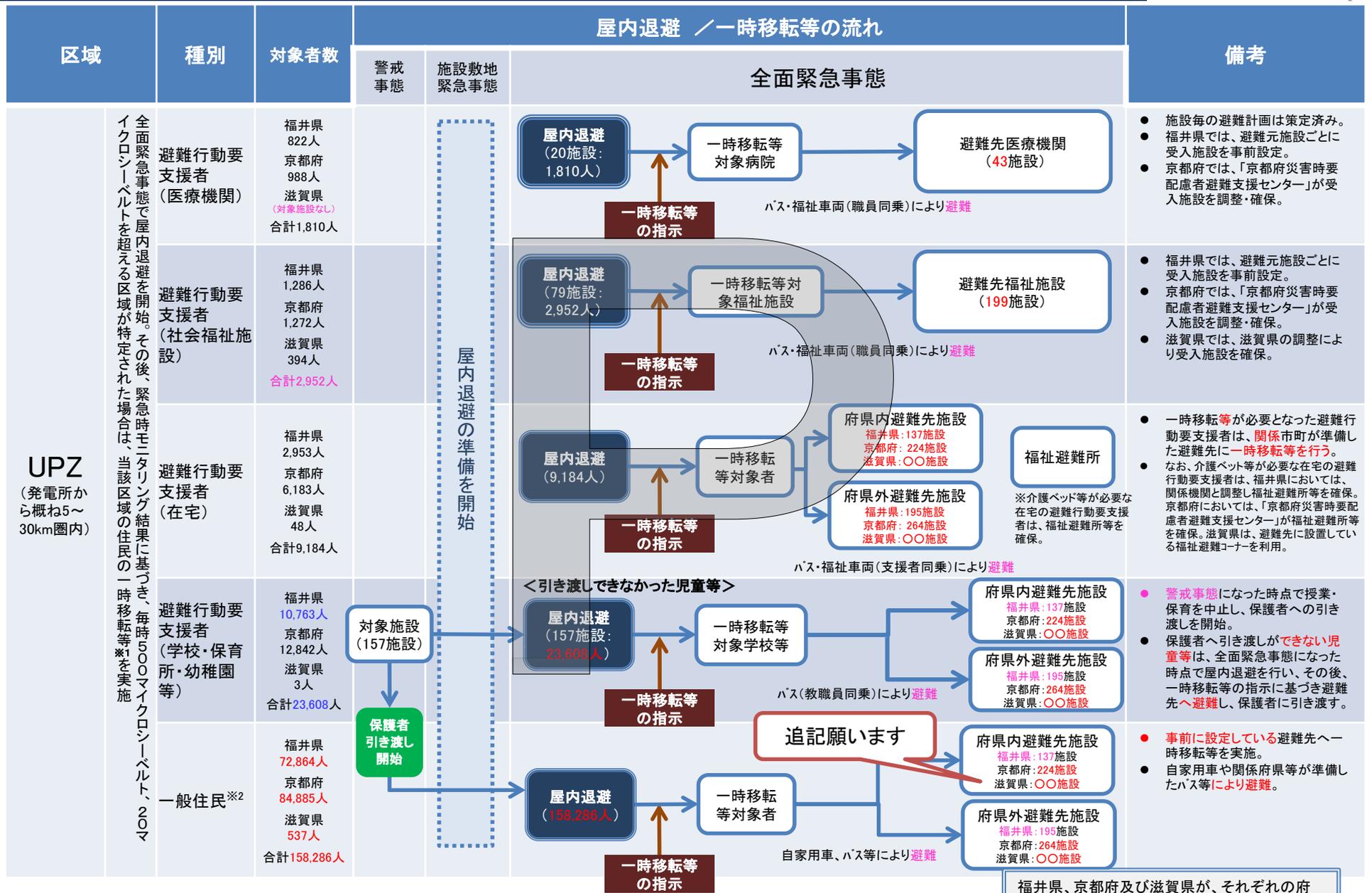


大飯地域の緊急時対応 (概要版) ③UPZにおける屋内退避・一時移転等の考え方



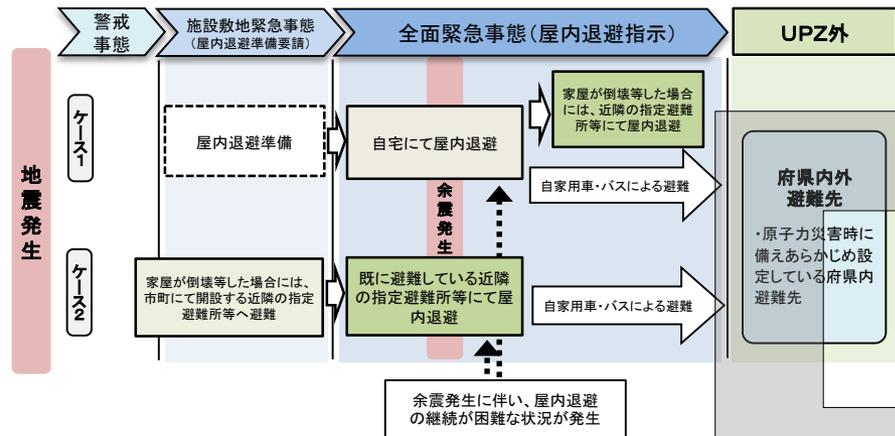
※1 OIL基準に基づく避難等や一時移転のこと。
※2 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。

福井県、京都府及び滋賀県が、それぞれの府県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接府県等から輸送手段を調達。

大飯地域の緊急時対応（概要版） ④高浜地域防災訓練における教訓事項等を踏まえた改善

改善① 家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合の基本フローの具体化

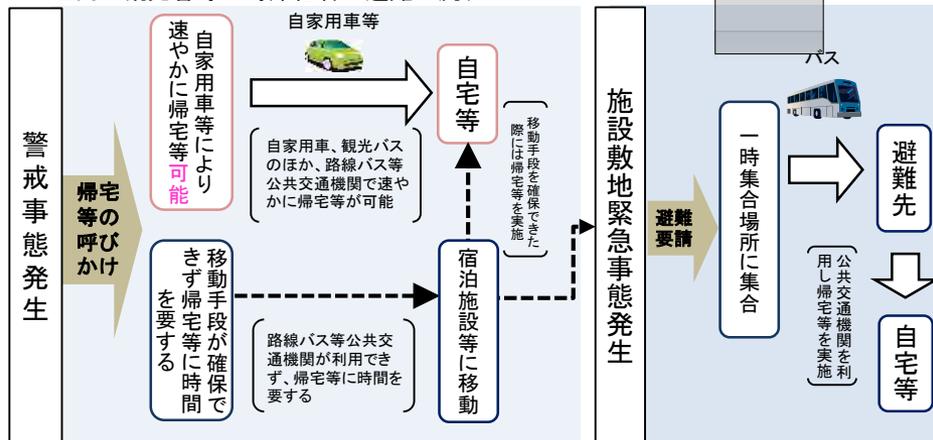
- 屋内退避指示がでていり中で余震が発生し、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から**地震に対する避難行動**を最優先する。
- 屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を円滑に実施するため、避難経路や国が提供する原子力発電所の状況等について、確認・調整等を行う。



改善② 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 帰宅等に時間を要する一時滞在者は、宿泊施設等に移動し、PAZ内では施設敷地緊急事態の段階で、UPZ内では全面緊急事態で避難を実施。

<PAZ内の観光客等一時滞在者の避難の流れ>



改善③ 放射線防護対策施設以外の屋内退避施設の活用

- 半島部や中山間地において、自然災害等により住民が孤立した際、避難体制が整うまで退避する場所として、放射線防護施設以外の屋内退避施設も活用。
- 当該地域では、新たに約2000人分の屋内退避施設を設定。

< (PAZの例) 半島地域が孤立した場合の対応(大島半島、内外海半島) >



改善④ UPZ内における一時移転等の際の福祉車両確保策を明記

- UPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定し、必要となる福祉車両数及び府県内の福祉車両保有台数を調査。
- 要支援者の一時移転等の際には、まずは府県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するよう場合には、府県タクシー協会に所属するタクシーを活用。

< (福井県の例) UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保 >

	車椅子車両	ストレッチャー車両
在宅	260台	175台
医療機関	173台	253台
社会福祉施設	350台	105台
合計	783台	533台
必要車両台数	56台	39台

※1 車椅子車両は1台あたり2名、ストレッチャー車両は1台あたり1名搬送することを想定
※2 バス1台あたり14名を想定
※3 一般タクシーは、車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の搬送能力が確保可能

県内の福祉車両保有数	704台	89台
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	800台	

改善⑤ 特別警報等発令時には無理に避難せず屋内退避を優先

- 気象庁から特別警報等が発令されている場合には、外出を控える等の安全確保を優先するため、無理に避難せず、屋内退避を実施。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には避難を実施。

< (PAZの例) 住民避難の際に全面緊急事態で暴風雪などから天候が回復した場合 >

